

○阿波市あわっ子はぐくみ医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日

条例第105号

(目的)

第1条 この条例は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)その他規則で定める法令をいう。

5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定に基づき、国又は地方公共団体が負担する自立支援医療費その他規則で定める医療に関する給付をいう。

(助成を受ける資格)

第3条 次条第1項に規定する子ども医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者で、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である子ども(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する子どもを除く。)(以下「対象子ども」という。)の保護者とする。

(子ども医療費の助成)

第4条 市は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による付加給付金等を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子ども医療費(以下「あわっ子はぐくみ医療費」という。)として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、

小児特定疾患医療給付等、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときはその給付が行われた限度において助成を行わない。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第5条 市は、対象子どもが健保法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)で医療を受けた場合には、あわっ子はぐくみ医療費として助成対象者に支給すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を助成対象者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、あわっ子はぐくみ医療費の支給があったものとみなす。

- 3 市は、第1項の規定により、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を徳島県国民健康保険団体連合会又は徳島県社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第6条 市長は、助成対象者が、当該対象子どもに係る疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、あわっ子はぐくみ医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したあわっ子はぐくみ医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、あわっ子はぐくみ医療費の支給を受けた者に対し、当該あわっ子はぐくみ医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 あわっ子はぐくみ医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の吉野町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年吉野町条例第5号)、土成町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年土成町条例第1号)、市場町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年市場町条例第6号)又は阿波町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年阿波町条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年7月5日条例第51号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日条例第54号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第11号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日条例第20号)

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月22日条例第37号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿波市条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○阿波市あわっ子はぐくみ医療費の助成に関する条例施行規則

平成18年10月1日

規則第66号

阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年阿波市規則第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、阿波市あわっ子はぐくみ医療費の助成に関する条例(平成17年阿波市条例第105号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4項の規則で定める法令)

第2条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法令とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (2) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(条例第2条第5項の規則で定める医療)

第3条 条例第2条第5項に規定する規則で定める医療とは、次に掲げる医療とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第2項の規定による療育医療
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条第1項に規定する養育医療
- (3) 児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療支援
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に規定する医療
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に規定する災害共済給付
- (6) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条及び第25条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助

(あわっ子はぐくみ医療費受給者証の交付申請)

第4条 あわっ子はぐくみ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめあわっ子はぐくみ医療費受給者証交付申請書(様式第1号)に市長が必要とする書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請を行った者は、市長が所得額に関する書類等の提出を必要と認め

る場合には、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

(あわっ子はぐくみ医療費受給者証の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、あわっ子はぐくみ医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定により交付された受給者証の有効期間は、交付の日から直近の7月31日まで(対象子どもが満3歳に達する場合は、満3歳の誕生日の前日の属する月の末日まで、又は12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)とする。ただし、対象子どもが15歳に達した日以後の最初の3月31日を超えることはできない。

3 受給者証の有効期間を更新しようとする者は、6月1日から同月30日までの間にあわっ子はぐくみ医療費受給者証交付申請書に市長が必要とする書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第7条第1項各号に定める事項に変更のない場合(申請期間中に第7条の規定による変更の届出書を提出した場合を含む。)は、提出を要しない。

4 前項の規定により受給者証の有効期間の更新がなされた場合における受給者証の有効期間は、従前の受給者証の有効期間の満了の日の翌日から1年(対象子どもが満3歳に達する場合は、満3歳の誕生日の前日の属する月の末日まで、又は12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)とする。ただし、対象子どもが15歳に達した日以後の最初の3月31日を超えることはできない。

5 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証の交付を受けた後、条例第3条に規定する資格を失ったときは、直ちにあわっ子はぐくみ医療費助成に関する資格喪失届(様式第3号)を市長に提出し、受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第6条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載したあわっ子はぐくみ医療費受給者証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出して、その再交付を受けることができる。

- (1) 受給者の氏名及び生年月日
- (2) 対象子どもの氏名及び生年月日
- (3) 再交付申請の理由
- (4) 受給者証の番号

2 前項の申請が受給者証を破り、又は汚したことによるものであるときは、同項の申請書に、当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(受給者証の変更届)

第7条 受給者は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、14日以内に変更の事項を明らかにしたあわっ子はぐくみ医療費受給者証記載事項等変更届(様式第3号)に、受給者証を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名
- (2) 対象子どもの氏名
- (3) 受給者の住所
- (4) 加入医療保険名

2 市長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

(受療の手続)

第8条 受給者は、医療を受けようとする際は、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加入医療保険被保険者証等
- (2) 受給者証

(受給者証の返還)

第9条 保険医療機関等は、受給者に係る対象子どもについて診療を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

(支払の特例)

第10条 市長は、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成対象者に対し、あわっ子はぐくみ医療費を支給するものとする。

- (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
- (2) 医療保険各法の規定による療養費並びに小児慢性特定疾病医療支援及び難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により、あわっ子はぐくみ医療費の支給を受けようとする助成対象者は、あわっ子はぐくみ医療療養費請求書(様式第6号)に保険医療機関等が発行する領収書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局)

第11条 条例第5条第1項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号。次号において「健保法」という。)第63条第3項第2号及び第3号に規定する病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健保法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの
(第三者の行為による被害の届出)

第12条 あわっ子はぐくみ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。

(あわっ子はぐくみ医療台帳)

第13条 市長は、あわっ子はぐくみ医療費の助成についてあわっ子はぐくみ医療台帳を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。ただし、あわっ子はぐくみ医療台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって事務を支障なく行い得る場合については、あわっ子はぐくみ医療台帳の作成を省略することができる。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年2月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月1日規則第7号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成20年2月1日前行われた乳幼児等医療に係る支払の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成20年4月10日規則第18号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成20年5月1日規則第21号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日規則第29号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年2月2日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日規則第28号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成28年6月21日規則第20号)

(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(様式略)